平成２９年７月

【「火災保険が使える」住宅修理に注意！】

【相談】

「火災保険に加入しているか」と自宅に突然電話がかかった。「大雪で壊れた雨どいの修理にも保険金がおりる。下見の日取りを決めたい」と説明されたが、この話は信用できるか。

【アドバイス】

火災保険では火災だけではなく、自然風雪災害（台風、暴風、雪など）も補償対象になる場合があります。事例は、そのような火災保険（損害保険）を使って保険金の範囲内で修理ができると思わせる勧誘です。

　ところが、実際には「工事は保険支払い対象外だった」「工事費が保険金以上にかかった」「工事内容をきちんと説明されていないのに工事代金の全額を前金として請求された」「解約すると申し出たら高額な解約料を請求された」などのトラブルも発生しています。

　悪質な例では、経年劣化による損傷を「自然災害が原因」と偽って保険会社に申請するよう勧められたケースもありました。建物の劣化は火災保険の対象になりませんし、虚偽の申告は消費者が法的な責任を問われることになります。また、ずさんな工事や、修理が必要な範囲を超える工事をしたケースもありました。

　保険の補償範囲は個々の契約によりさまざまです。自然災害で住宅が損害を受け、保険を利用して修理工事を考える場合の注意点は、保険の契約内容について、その修理工事が補償の対象かどうか、保険金の範囲内に収まるかどうか、収まらない場合はどうなるか、追加工事の必要性、解約したい場合の対応などを納得いくまで確認することです。

　その他、修理工事の見積もりは複数業者から取り、工事代金の全額前払いは避けるようにしましょう。

　契約した後でも、クーリングオフや契約の取り消しなどができる場合があります。このような電話勧誘の場合は事業者の説明をうのみにせず、慎重に判断することが大切です。

　…………………………

　消費者ホットライン＝電話１８８（いやや！）　お近くの消費者センターにつながります。